

太田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市条例第29号

太田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

太田市放課後児童クラブ条例（平成17年太田市条例第155号）の一部を次のように改正する。

別表太田市沢野小第2放課後児童クラブの項を削り、同表太田市宝泉東小放課後児童クラブの項中「太田市藤久良町50番地」を「太田市藤久良町1番地」に改め、同表太田市藪塚本町第2放課後児童クラブの項を削る。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。